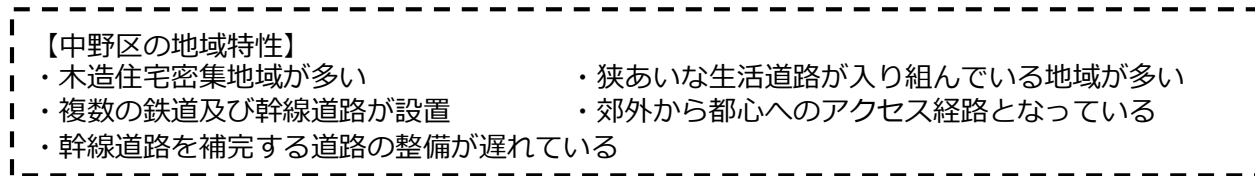


中野区国土強靱化地域計画【概要版】

1. 計画策定の背景

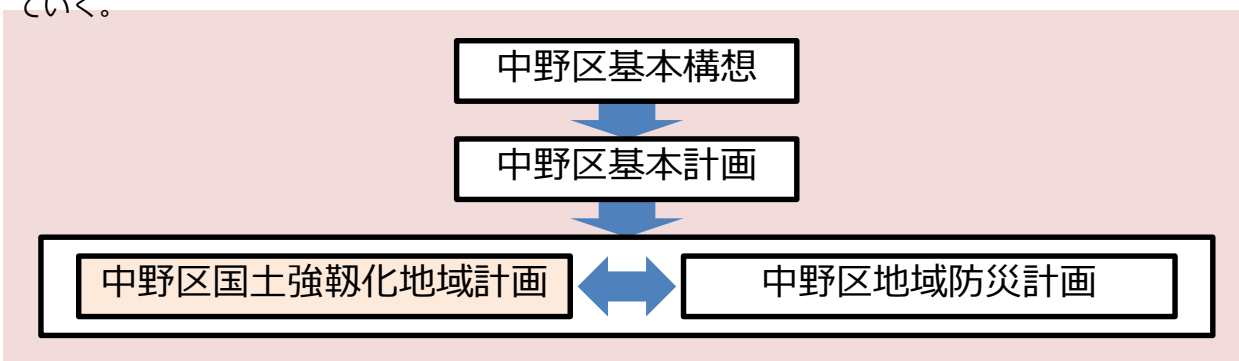
- 大規模地震や台風の大型化、多発する集中豪雨など、大規模自然災害の発生によるリスクの増加。
- 国において、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）により、事前防災及び減災、その他迅速な復旧復興に資する国土強靱化に向けた取組の推進。
- 課題となる中野区の地域特性。



- 「中野区地域防災計画」に基づき、防災対策等の取組を進めてきたが、より一層の防災・減災対策を推進していくため、「中野区国土強靱化地域計画」を策定。

2. 計画の位置づけ

- 本計画は、基本法第13条に基づき策定する「国土強靱化地域計画」である。
- 中野区地域防災計画をはじめとする各種計画について、国土強靱化地域計画の観点から見直しを行っていく。



3. 基本目標

- ① 人命の保護を最大限に図る
- ② 区政及び社会の重要な機能を致命的な障害を受けることなく維持する
- ③ 区民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する
- ④ 災害発生後の迅速な復旧・復興を可能にする

4. 事前に備えるべき目標（8つの課題）

- 1 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる
- 2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる
- 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
- 5 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン含む）を機能不全に陥らせない
- 6 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- 7 制御不能な二次災害を発生させない
- 8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

5. 課題に対する推進方策

1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

- ・道路閉塞を防ぐとともに、消防活動等の円滑化を図るため、無電柱化の推進を図る。
- ・住宅や福祉施設、不特定多数の者が利用する集客施設などの建築物の耐震化を推進する。
- ・市街地再開発事業により、土地の高度利用と都市機能の更新を図る。
- ・不燃化促進事業の推進・導入、広域避難場所への避難路の整備を図る。
- ・地域住民と区が協働して防災まちづくりの検討を進め、まちづくりのルールである地区計画の策定を図っていく。
- ・1時間あたり50mm規模の降雨に対応できる河川整備に加え、1時間あたり75mm規模の降雨への対応及び、下水道施設に係る貯留施設などの早期整備を東京都へ働きかける。
- ・防災に関する知識の普及啓発を推進する。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる

- ・発災初期に必要な水、食料、生活必需品等の確実な備蓄と更新を行うとともに、各避難所の備蓄倉庫について適宜見直しを行っていく。
- ・消防団勧誘活動の広報や場所の提供、活動内容の紹介などの消防団入団活動を支援する。
- ・帰宅困難者の一時滞在施設及び協力事業者の拡充を図る。
- ・避難所等の冷暖房設備等の充実を図る。
- ・感染症など広範囲にわたる健康危機に対して、迅速な対応体制を確保する。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

- ・災害時に継続して対応可能なエネルギー確保を図るため、発電機等の機器の充実や、燃料確保に関する協定等の整備を進めていく。
- ・訓練や研修実施等による、組織としてのリスク管理・危機管理能力の向上を図る。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

- ・中野区防災行政無線や公衆無線LAN等、無線を基幹とした情報連絡体制の整備を行う。
- ・交流拠点などで地域情報や災害情報等を展開するため、エリアマネジメント組織を育成する。

5. 大規模自然災害発生直後であっても、経済活動（サプライチェーン含む）を機能不全に陥らせない

- ・連携自治体の生産者等と区内事業者・団体との交流を推進し、取引の推進や物流の仕組みづくりを進める。
- ・中野駅周辺まちづくりに関連する都市計画道路について、まちづくりの進捗にあわせ整備を進めていく。

6. 大規模自然災害発生直後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

- ・給水管への応急給水栓設置事業に協力し、災害時における避難所での応急給水確保を進める。
- ・地震発生時の閉塞を防ぐため、道路沿道建築物の耐震化を推進していく。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

- ・自助の普及啓発の強化、防災活動費用の一部助成による地域防災会の活動推進を図る。
- ・地域防災行動力の向上を図るため、防災リーダー育成事業、フォローアップ事業を実施する。
- ・消火設備の配備及び維持管理により、地域の初期消火力体制を強化する。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

- ・がれきを適正、円滑に処理するため、がれき置き場や仮置き場の候補地の更なる確保を図っていく。
- ・ボランティア本部と連携しながら、活動拠点となる区立施設の提供など必要な支援を行う。
- ・町会・自治会活動の広報拡充を行い、若年層の町会・自治会のイベント参加などを推進する。